

# はじめに

東小千谷中学校の創立記念日は5月20日です。今年度、東中は創立77年目を迎えます。創立年は1947年、昭和22年です。この年の5月3日に日本国憲法が施行され、今も憲法記念日になっています。はじめ東中は、北魚沼郡小千谷町立「蕨生中学校」という名前でした。当時の卒業文集の多くの生徒の作品から、戦後の大変な時期に中学校で学び、廃墟となった日本を再建しようという気概を読み取ることができます。その後、昭和29年3月に、小千谷が「市」になったことで、東小千谷中学校という現在の校名になりました。さらに、昭和62年に、東山中学校と統合し、現在の学校の形ができました。

さて、皆さんが生まれる前の2004年、平成16年10月23日土曜日の午後17時56分、中越地震が発生しました。この地震全体の犠牲者は51名、小千谷市内の犠牲者は19人で、そのうち3名が東山地区の児童でした。地震後の約2か月間、東中は避難所になり地域の人々と当時の中学生が運営活動にあたりました。それから17年経ちましたが、この出来事を風化させまいとする地域の思いは強く残っています。

また、新型コロナウイルス感染症の心配もなくなっていない。このような時代だからこそ、地域社会のつながりを意識し、自分と深く対話し、「いじめ見逃しゼロ」をめあてに、仲間と共に活動し高め合って欲しいと願います。



## 校章について

東中の校章は昭和26年11月に公募で制定されました。

当時、校区にお住まいで、小千谷高校と新潟大学教育学部の講師をお勤めだった武樋貞波留先生のデザインです。地域にたくさん植えられていた「桐」の葉と、「雪」の結晶が六芒星の形にアレンジされています。

## 校歌について

作詞者の遠山夕雲先生は元中子出身で教育者、歌人でもあり、長岡市を中心に多くの歌碑が建立されています。

作曲者の今井虎雄先生は新潟大学教授で、遠山先生とともに、当時の校長（第二代 内田文治先生）の先輩にあたります。

校名変更の時期に作られたので、歌詞に校名が入っていないことが特徴です。

## 第1章 学校の概要

教育目標 豊かな心 確かな学び やりぬく力 平成19年4月1日改訂

### (1) 育てたい資質・能力

教育目標	資質・能力	教科・領域・学習活動
豊かな心	○感覚 感性 感受性 想像力 ○規範意識 多面的・多角的な見方 ○自己肯定感 共感	道徳教育、特別の教科 道徳 特別活動 人権教育、同和教育
確かな学力	○知識・技能 ○達成感・成就感 ○思考力・判断力・表現力 ○学びに向かう力、人間性等	各教科における基礎・基本の習得と活用 主体的・対話的で深い学び 個別最適な学び 協働的な学び 指導と評価(と授業)の一体化
やりぬく力	○夢と志 ○自己肯定・有用感 ○情熱と行動力 ○自己指導力 ○健康な心身 ○自主自立(律)	総合的な学習の時間 スポーツ・健康教育・防災教育 部活動等(課外活動)

(2) 校訓について

**校訓 文質彬彬 (ぶんしつひんぴん) 昭和29年3月5日制定**

中国の孔子(紀元前5世紀ごろ)の言行録「論語」にある言葉で、次のような意味です。「すべての面において、内容(質)のみに重きをおいて形式(文)を軽視すると、気品がなくなり言動がいやしいものとなる。逆に、形式や飾りのみを重視すると、誠実さの欠けたものとなる。したがって、実質と外面の形式とが調和のとれた状態(彬彬)になって初めて人格者といえるのである」

この校訓は、東中の教育活動の基本、私たちの目指す姿です。この校訓を胸に、同窓生、卒業生の先輩たちは、中学生として恥ずかしくない知識・技能を身に付けよう、規律正しい言動がとれるようならうと努め、励み、現在の校風を築き上げてきました。

中学校3年間で義務教育は修了します。中学校卒業から先の進路は、自分自身で切り開くものです。志望校に入学するための学力を身に付けてください。また、自分が将来の社会を担う人材なるための基礎的な資質や能力を育てることも大切です。毎日の生活に埋もれてしまわないように「なりたい自分」の目標を高く掲げ、校訓と共に、心に意識して学習や諸活動に取り組むことを期待します。

(3) グランドデザイン




**教育目標 豊かな心 確かな学び やりめく力**

**校訓 文質彬彬 (ぶんしつひんぴん)**




～おどやっ子 教育プラン～  
自ら考え 心豊かにたくましく生きる 小千谷の子ども

○深く考える ○主体的に取り組む ○善悪の判断ができる ○感謝する心をもつ ○相手を思いやす ○協力して取り組む  
○あきらめずにやりとげる ○命を大切にす ○健康な体をつくる ○ふるさとを大切にす ○夢や目標をもって取り組む

確かな学力 豊かな心 健やかな体 ふるさと夢づくり  
ふるさと教育 キャリア教育 防災教育 特別支援教育 人権教育 環境教育 情報教育

**たて系(学校の取組)と よこ系(家庭・地域の取組)がおりなす小千谷の人づくり**

目指す学校像 「生徒・保護者・地域・職員に信頼される学校」

目指す生徒像 「夢・目標をもち、自分の成長を実感できる生徒」

目指す教師像 「わかる授業で生徒に寄り添う教師」



特別支援の視点で  
毎日の「わかる授業」を基礎に



太陽=夢・目標  
越後三山=地域の自然・風土・歴史・先人  
実り=自らの成長を実感  
恵みの雨=保護者の見守り 教師の寄り添い 地域との連携  
成長の糧=多様な学習 感動体験  
耕し・土づくり=教育環境の整備



継続性・持続性がある  
みんなで作る居心地のいい学校

**教育実践の方向**

<p>1 学校・学年・学級経営の基本 ◎生命・人権尊重と安心・安全な学校づくり</p>	<p>4 健やかな心身の成長と体力の向上、部活動の充実 ◎思春期と第二性徴の特性に応じたきめ細かな指導</p>
<p>2 生徒自身と保護者が学力向上を実感できる学習指導 ◎ギャップを埋めるカリキュラム・マネジメントと柔軟な指導</p>	<p>5 地域と連携した教育活動の推進 ◎地域と共に歩む「地域の学校づくり」※震災を忘れない</p>
<p>3 いじめ見逃しゼロ、いじめゼロの生徒指導 ◎生徒理解に基づく個別指導と個人を尊重する全体指導</p>	<p>6 将来の「夢」、進学・就職に向かうキャリア意識の形成 ◎職業体験の重点化、進路目標の設定と意欲の向上</p>

**社会の変化を見極め 新時代の教育を推進し 未来を担う地域人材を育成**

## 第2章 学習について

### I 授業の受け方

#### (1) 学び方3つの構え

##### A 主体的な学び方

つながりを意識して…。

- ①見通しをもつ
- ②自分と結びつける
- ③粘り強く取り組む
- ④やり方を工夫したり、改善したりする
- ⑤振り返って次につなげる

##### B 対話的な学び方

自己の考えを広げたり、深めたりするために…。

###### 【聞く】

- ・互いの考えの比較
- ・多様な情報の収集

###### 【考える】

- ・自分自身との対話

###### 【話す】

- ・多様な手段で説明する
- ・共に考えを創り上げる

##### C 深い学び方

各教科の特質に応じた【見方・考え方】を働かせながら…。

###### ①思考して問い続ける

- ・知識・技能を習得する
- ・知識・技能を自分の思いや考えと結びつける

###### ②知識・技能を活用する

- ・自分の考えを形成する
- ・他のことがらにもあてはめて考える

#### (2) 授業前、授業時の活動

準備	授業前に学習の用意をして、着席して待つ。
	忘れ物をした場合は、事前に教科担任に申し出る。借りて準備できるものは借りておく。
話す・聞く	自分の考えと比べたり、発展させたりできないかという意識で話す、聞く。
	「質問の技」を活用しながら、話し合いを進める。
書く	ノートやプリントには、自分の考えや他の人の考えや自分との違いを書く。
	図表を大きく書いたり、色を工夫したりして、自分が活用できるノートをつくる。
	授業のまとめや振り返りをしっかりと書き、自分の考えを整理する。
はじめと おわり	あいさつをして、休み時間との区切りをつける。 「起立」「気をつけ」 (語先後礼で)「お願いします」または「ありがとうございました」 「着席」

#### (3) 質問の技

##### 【考えを引き出す質問】

- ・～という？
- ・どんな感じ？
- ・例えば？
- ・詳しく教えて？
- ・具体的には？
- ・どんなイメージ？
- ・エピソードを教えて
- ・他には？

##### 【考えを引き出す相づち】

- ・うんうん
- ・なるほど、なるほど
- ・わかる、わかる
- ・そうなんだあ
- ・へえー
- ・だよね
- ・それで、それで
- ・そっか



## 2 テストの受け方

- (1) 机の中や脇の用具はロッカーに入れて、机の上には筆記用具のみとする。
- (2) 座席は名簿順で並ぶ。
- (3) テスト開始2分前には着席して待つ。
- (4) 始めの合図で記名して開始する。テストの途中で用具の貸し借りはしない。
- (5) 筆記用具や問題・解答用紙を落としたら、挙手して監督の先生に知らせる。
- (6) 「やめ」の合図で筆記用具を置く。
- (7) 時間まで集中して取り組み、最後まで見直しをする。絵を描いたり、寝たりしない

## 3 家庭学習の取り組み方

- (1) 開始する時刻と内容を終学活で決める。
- (2) まずは、宿題等のやらなければならないことをやり、次に自主学習に取り組む。
- (3) 1年生は1日70分、2年生は80分、3年生は90分を目標に取り組む。

予習 >>>>>>>>>> 復習

その他

<p>①授業で扱う教科書の内容を音読する。</p> <p>②新しく学ぶ語句や英単語の読みや意味を調べる。</p> <p>③理解できる所とできない所をはっきりとさせて授業に臨む。</p>	<p>①授業で書いたノートを見返す。</p> <p>②授業で習ったところの教科書を読む。</p> <p>③重要語句や英単語などを声に出しながら書く。</p> <p>④ワーク等の問題をやってマル付け確認する。間違えた問題を大切にする。</p>	<p>①読書をし、視野を広げる。</p> <p>②新聞を読み、世の中の情報に触れる。</p> <p>③インターネット等を使い、信頼できる情報を判断したり、集めたりする。</p> <p>④GIGAPCを活用した学習を行う。</p>
--	--	--

## 4 各種テストについて

各学期のテスト予定表を事前に配付します。

	実施方法	内容	備考
単元テスト	・単元(学習内容のまとめ)が終わる後に実施。(年間8~9回)程度。 ・各教科の授業時間に実施。	・単元の学習内容 ・範囲表は1週間前までに各教科で配付される。	評価の資料として扱う。
小テスト 実技テスト	各教科で必要に応じて実施。	・漢字、計算、単語、文法などの基礎・基本の内容。 ・身に付けてほしい技能。	評価の資料として扱う。
学習の確認テスト	・1・2年生は各学期に1回。 ・3年生は年間5回実施。	・中学校に入学からの学習内容が総合的に出題される。	

## 5 評価について

各教科3つの観点で評価を行い、それをもとに評定を算出します。各観点の評価内容や評価基準は以下の通りですが、詳しくは各教科担当者から説明があります。

観点	評価材料	評価方法	B 評価	A 評価
知識・技能	単元テスト 小テスト 技能テスト レポート など	達成率	40～60% 以上	85～90% 以上
		課題ごとに設定された評価の視点の達成状況		
思考・判断 ・表現	単元テスト 小テスト 技能テスト レポート 課題作文 学習カード など	達成率	40～50% 以上	85～90% 以上
		課題ごとに設定された評価の視点の達成状況		
主体的に 学習に 取り組む態度 (※)	振り返りシート 学習に取り組む姿	達成率  成果物の内容 行動	50～70% 以上	85～90% 以上

※「主体的に学習に取り組む態度」は、次の2つを評価します。

- ①知識と技能を身に付けたり、考える力、判断する力、表現する力などを身に付けたりすることに粘り強く取組を行おうとしているか。
- ②その粘り強い取組を行う中で、自分の学習を調整(それまでの自分の取組を振り返り、その後の方法を考えたり、見直したりする)しようとしているか。

## 第3章 生活について

### 1 東中生の心得三本柱

#### 東中生の心得三本柱

- ① 当たり前のことを当たり前にする
- ② 思いやり、我慢強さをもつ
- ③ 自ら学習に取り組む

学校生活で「東中生の心得三本柱」を意識し、下の「東中生の行動指針5箇条」を行動に示すことで、心身共に成長しましょう。

#### 東中生の行動指針5箇条

- ① あじみこ(あいさつ・時間行動・身だしなみ・謙遜)を徹底する。
- ② 目標をもち、計画的に学習や特別活動に取り組む。
- ③ 自分の行動に責任をもち、最後まで活動に取り組む。
- ④ 相手を気遣い、いじめのないよりよい人間関係をつくる。
- ⑤ 授業をしっかり受け、毎日家庭学習を行う。

### 2 学校生活のきまり

#### (1) 通学路、登下校の方法等

- ① 定められた通学路を登下校する。
- ② 登校時は原則として制服を着用する。下校時は体操着・部活動ウェアでもよい。
- ③ 通学時は、学校指定の通学用カバンを使用する。
- ④ バス通学生を除き徒歩通学とし、原則として自転車通学は認めない。
- ⑤ スクールバスについて
  - Ⓐ 次の地域においてバス通学を実施する。

東山地区……………スクールバス通学のみ

浦柄、横渡……スクールバス通学と路線バス通学

大原(上片貝)…路線バス通学

登校時	大原	路線バスの停留所
	東山地区、 浦柄、横渡	塩谷－蘭木－元学校前－岩間木－女滝－寺沢－大正橋－ 浦柄－朝日山入口－浦柄三叉路－横渡－駅前
下校時	大原	路線バスの停留所
	東山地区、 浦柄、横渡	駅前－横渡－浦柄三叉路－朝日山入口－浦柄－大正橋 －寺沢－女滝－岩間木－元学校前－蘭木－塩谷

- Ⓑ スクールバスは、授業日登校用1便と下校用1便が出る。休日は運行しない。
- Ⓒ 原則、平日はスクールバスを利用する。
- Ⓓ バス乗車券は学校への登下校時のみの利用とする。

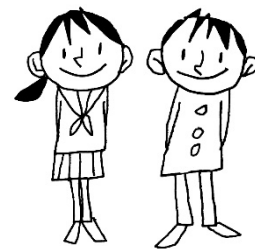
(2) 登校・遅刻、早退、欠席等

- ① 8時15分までに登校する(生徒玄関に入る)。
- ② 遅刻、欠席やあらかじめの早退の場合は、保護者から7時45分～8時05分に学校までに電話連絡してもらう。Home & Schoolは8時15分までに連絡してもらう。  
(本人からの電話連絡の場合は、担任等が保護者に再確認する。)
- ③ 時間外に登校した時は職員玄関から入り、必ず職員室へ理由を報告する。
- ④ 授業中や諸活動中(休み時間や部活動 等)に早退する場合は、職員室の教職員に報告して早退する。
- ⑤ 保健室利用は原則1時間。回復が見込めない場合は、保護者連絡の上、早退とする。

(3) 頭髪、服装等

① 頭髪

- ・清潔に保ち、学習の妨げにならないようにする。
- ・目にかからないようにする。
- ・肩にかかる場合は結ぶ。



② 体操着

- ・長袖体操着上下と半袖体操着、ハーフパンツを学校指定とする。
- ・兄弟姉妹関係で氏名入りの者を着用する場合は、名前の部分を取り除き名字だけにして着用する。

③ 制服

	冬 季	夏 季
男 子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒の詰め襟服(ソフトインカラー可)</li> <li>・黒のズボン</li> <li>・長袖白カッターシャツ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半袖白カッターシャツ</li> <li>・開襟シャツ</li> <li>・黒のズボン</li> </ul>
	<p>※上着、ズボンは日本被服工業組合「標準マーク」のあるものとする。                  ※下着は、<u>カッターシャツ、体操着の半袖ともに首や袖からはみ出さないものとする。</u></p>	
女 子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紺色のセーラー服</li> <li>・紺色のスカート又はズボン</li> <li>・白のスカーフ</li> <li>・白のブラウス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紺色のスカート又はズボン</li> <li>・半袖ブラウス</li> </ul>
	<p>※スカート丈は短くとも膝が隠れる程度とする。成長に合わせて調節をする。                  ※ストッキングを着用する場合は、黒、肌色のものとする。</p>	

- ・ソックスは白、黒、紺を基調とし、活動に支障をきたすものは着用しない。
- ・衣替えは、6月上旬及び10月上旬とする。(衣替え前に詳細配付)



#### ④ 靴

- ・内履きは、学校指定の運動靴(学年別カラー)とする。
- ・内履きは、右の写真のようにかかとに記名をする。
- ・外履きは、運動(体育授業、学校行事、部活動等)に適したものを各自用意する。



#### ⑤ 名札

- ・制服には名札を付ける。
- ・防犯対策として、名札は校内だけの着用とする。下校するときは、名前が見えないようにする。(右写真参照)
- ・名札の追加注文

制服用:校内担当者に申込用紙と代金を渡す。

※名札は270円(R5年度より価格改定)

体操着用:マルケー TEL 82-5231

※名前の刺繍の手直しに関しては上記に相談する。

※刺繍解きは1文字200円、名前は入れ400円(令和4年1月現在)



#### (4) その他のきまり、手続き

- ① 学校では、基本的に「ノーチャイム」とする。ただし、次の時間にはチャイムを鳴らす。  
●始業の予鈴 ●5限開始の予鈴 ●放課後活動の終わり
- ② 8時20分までに机上や身の回りを整理整頓し、自席で着席し、朝活動の準備をする。
- ③ 原則、在校時間中、外出はできない。
- ④ 水筒は体調管理を兼ね、通年持参してもよい。ただし、中身は「水(湯)」「お茶」「スポーツドリンク」のみとする。
- ⑤ 学校には、学習に不要なもの・金銭をもってこない。諸活動費等の金銭の提出が必要な場合は、朝学級担任または関係する職員に預ける。
- ⑥ 傘やスリッパを借りる時は、職員に申し出て決められた手続きをとる。
- ⑦ 旅行等で学割を必要とするときには、担任に申し出て用紙をもらう。
- ⑧ 学校の電話対応は、市内共通で7時45分から19時までとする。
- ⑨ 市内共通で、携帯電話の校内の持ち込み禁止とする。



### 3 校外の生活について

- (1) 小千谷市では、「おちやっ子教育プラン」の子どもの望ましい生活習慣づくりとして、中学生は夜10時からメディアを使用しないとなっている。
- (2) 携帯電話・スマートフォン・パソコン・SNS等については、保護者の責任において家庭できまりなどをつくり、使用する。
- (3) 夜間に不必要な外出はしない。(夜10時以降は深夜徘徊で補導対象)
- (4) 生徒同士での外泊はしない。
- (5) 中学生だけでカラオケ、ゲームセンター等の遊戯施設・箇所には立ち入らない。
- (6) 危険な場所(立ち入り禁止区域等)では遊ばない、立ち入らない。
- (7) GIGAパソコンを家庭に持ち帰る時は、インターネットの接続やタブレットの使い方など、きまりを守って使用する。



## 4 東小千谷中学校の1日（共通確認事項）

### (1) 1日の流れ

項目		内容
朝	欠席連絡	○欠席の場合は、7:45～8:05の間に保護者の方から学校に電話連絡をしてもらう。または、Home&Schoolに8:15までに連絡を入れる。
	登校	○玄関が開くのは7:30。早く来すぎない。 ○8:15までに、玄関を通過する。 ○登校は原則として制服 ○傘・コート類は教室の廊下の雨具掛けに置く。
朝活動		○8:20から朝活動を行う。 ○健康観察をする。 ○1日の予定を確認。 ○提出物や貴重品は、朝のうちに担任に渡す。
午前の授業		○時間と共に開始・終了。 ○授業が終わったら、次の授業準備をして休み時間に入る。 ○授業終始のあいさつをしっかりとる。 ○午前中は制服で授業を受ける。作業を伴う授業があれば体操着でよい。 ○着替える授業の時は、その授業の2つ前の休み時間に着替える。 ○具合が悪くなったら、近くの先生に申し出て保健室に行く。
給食		○当番制、白衣・帽子・マスクを着用し配膳をする。 ○当番以外は、配膳の手伝いをする。 ○放送中は話さない。 ○時間まで教室を出ない。
昼休み	過ごし方	○生徒の活動優先順位 ①生徒会 ②学級(学習) ③部活動 ○体操着に着替える。 ○体育館は、応援委員が示したルールや割り当てに従い使用する。 ○グラウンドへの出入りは、生徒玄関から行う。 ○校舎敷地外へ出ない。
午後の授業		○6限後、素早く清掃場所に移動する。
清掃		○原則、火・木・金曜日に清掃を行う。 ○体操着で行う。 ○自分の分担が早く終わったら、他の分担を手伝う。 ○早く終わっても、清掃場所にいる。 ○放送委員の「清掃終了3分前です。」に合わせて、反省会を行う。

活 終 学	○集配係は、教務室前から配付物を運び終学活が始まる前に配る。 ○デイリーライフを活用し、明日の見通しをもつ。
集会	○応援団長の指示で整列をする。
放 課 後	居 残 り 部 活
	○部活動は、顧問がついて活動する。 ○部長を中心に、自主的な活動をする。 ○活動場所に荷物を持っていき、活動終了後、教室には戻らない。 ○活動場所の整備・施錠をしっかりとる。 ○居残り学習などは、図書室で行う。
下 校	○体操着または、部活動のウェアで下校する。 ○買い食い等はしない(バスの中も)。 ○迎えに来てもらう時は、事前に打ち合わせをし、電話連絡をしなくてよいようにする。

(2) その他

出禁	○屋上等、施錠してある箇所への出入り禁止。 ○平時は、非常階段の出入り禁止。
破損	○物が壊れていたり物がなくなっていたりしたら、すぐに近くの先生に報告する。
職員室	○職員室に出入りする際は、後ろの扉のところで大きな声で名前と先生の名前と用件を言ってから入室する。 ○鍵を借りる人は用件を伝えた後、職員室には入らずに前の扉の所まで廊下を移動し、先生から受け取る。
体操着	○人から譲り受けた体操着は、名字を刺繍し直して着用する。
保健室	○具合が悪くて授業に出られない場合は、教科担任または教務室の職員に報告し、その後、保健室に来室する。
水筒	○水分補給は、休憩時間に限る。授業中は補給しない。 ○水筒は、机の脇かロッカーで管理する。

## 第4章 校舎・校地・校具の使用に関わる諸規定

### 1 校舎の使用について

- (1) 使用場所は常に整理整頓し、校具や備品を使用した場合は、使用者が責任をもって定められた場所に収めること。
- (2) 屋上の使用は禁止とする。
- (3) 窓枠や手すりに腰掛けることなど、その他危険な行動は絶対にしないこと。
- (4) 特別教室を授業外の活動で使用する場合は、担当教職員の許可を得ること。  
また、業間中は授業準備、片付けを除き、ボールその他運動用具の使用をしないこと。
- (5) 空調設備、防火設備、防犯設備等、基本的には職員が操作を行う。
  - ① 扇風機の使用は、室温25℃以上、湿度70%以上の場合を原則とする。ただし、換気の状況や、エアコンとの併用など、必要に応じて使用することができる。  
授業者等、使用責任者が操作することとし、終了後は直ちに消し、使用責任者が不在のまま放置することがないようにすること。
  - ② 冷房の使用は、室温が28℃以上の場合を原則とする。使用時間は原則として、8時～終学活終了までとする。終学活以降に暖房が必要な時は、教職員の許可を得て使用すること。
  - ③ 冷房の設定温度は、原則として25℃を下限とする。なお、保健室については、生徒の健康状況を踏まえて養護教諭が適切に判断する。
  - ④ 暖房の使用は、室温13℃以下の場合を原則とする。使用時間は冷房に準じる。
  - ⑤ 暖房の設定温度は、原則として20℃を上限とする。なお、保健室については、生徒の健康状況を踏まえて養護教諭が適切に判断する。
  - ⑥ 室温が20℃を超えるときは、原則として使用を中断し、省エネルギーに努めること。
  - ⑦ 感染症予防のため、常時換気に努めること。
- (6) 校舎そのもの、または校舎内外の校具や備品を破損・故障させた時は、破損部位等の修復や応急処置手当を行うとともに、安全上、防犯上の観点から後始末をきちんと行うこと。また、該当生徒は担当教職員に事実を報告、「破損届」の記入を行い、最終的に校長に提出するよう必要な処置を受けること。
- (7) 休業日に校舎(体育館、教室棟)を使用する場合は、あらかじめ校長の許可を得て、担当教職員の指導下、活動を行うこと。(部活動、生徒会活動等が該当。生徒単独での使用を許可することはない。)
- (8) その他何かあれば、管理責任者の指示に従うこと。

### 2 グラウンドの使用について

- (1) 使用場所は常に整理整頓し、校具や備品を使用した場合は、必ず使用者が責任をもって定められた場所に収めること。また、使用後は、すみやかにレーキ等でならずなど整備を行うこと。
- (2) 雨天等で、グラウンドの状況が悪いときは使用しない。
- (3) 休業日にグラウンドを使用する場合は、あらかじめ校長の許可を得て、担当教職員の指導の下、活動を行うこと。(校舎使用に準じる。)
- (4) その他何かあれば、管理責任者の指示に従うこと。

### 3 昼休みの体育館・グラウンドの使用について

- (1) 施設・用具の管理・運営については生徒会(応援委員会)が行う。
- (2) 場所と活動内容等
  - ・ 体育館 …………… バレーボール、バスケットボール、バドミントン等
  - ・ ギャラリー …………… 卓球
  - ・ グラウンド …………… サッカー等
- (3) 貸し出す用具
  - バレーボール、バスケットボール、サッカーボール、卓球、バドミントン

### 4 非常災害時について

- (1) 地震・火災・危険人物侵入など非常事態の際は、身体の安全を第一とし、落ち着いて行動する。また、教職員がいる場合はその指示に従うこと。
- (2) 非常事態に備え、避難訓練を真剣に行うとともに、消火器や消火栓、担架やAEDの位置、非常口・非難経路・防火扉等の位置について、日常から確認しておくこと。
- (3) 校地、校舎、校具等に異状を発見した際は、直ちに教職員または職員室に通報すること。

## 第5章 G I G Aパソコン活用のきまり

### 1 目的

学校から貸し出されるGIGAパソコンは、学習活動のために使うことが目的です。ゲームや学習に関係ない動画の閲覧などはせず、学習活動に関わることだけに使います。



### 2 G I G Aパソコンを使う時に注意すること

- (1) 先生、または学校の指示がある場所以外では使用しません。  
必要があって休み時間や放課後に使う時は、先生に申し出ます。
- (2) 紛失、盗難、落下に十分に気をつけます。(持ったまま走らない。地面に置かないなど。)
- (3) カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしないようにします。
- (4) 水に濡れるところ、湿気の多いところでは使わないようにします。また、日光が直接当たる場所、ストーブの近くなどには置かないようにします。
- (5) GIGAパソコンの画面には指で触れるか、キーボードを使うようにします。(鉛筆やペンで触れたり、落書きをしたり、磁石を近づけるなどは絶対にしない。)



### 3 保管

授業ごとにGIGAパソコンを使い終わったら、教室の充電保管庫で保管します。

### 4 家庭で使う場合(健康面も加えて)

- (1) 家庭学習のために使う時は、学校に行く時と同じ意識で、しっかりと勉強をする気持ちで取り組みます。
- (2) 持ち帰りの際、登下校中はGIGAパソコンをカバンから出しません。
- (3) 家庭で保管する場合は、家の人目の届くところに置いておきます。
- (4) GIGAパソコンを使う時は、正しい姿勢で画面に近付きすぎないようにします。
- (5) 使用により健康を害する場合があります。目の健康のため30分に一回は目を離し、20秒以上目を休めてください。
- (6) 「おぢやっ子教育プラン」では、中学校は夜10時以降メディアを使用しないことを推奨しています。GIGAパソコンの使用もこれに準じます。
- (7) どのような場合でも、睡眠時刻の1時間前には使用をやめましょう。
- (8) 事情により登校せず、リモート学習を行う場合は、その都度指示によりとりおこないます。

## 5 安全な使用

- (1) 学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしません。(インターネットへの接続については、履歴が残りますので、注意してください。)
- (2) インターネットを使っていて、もしも怪しいサイトに入ってしまった時は、すぐに画面を閉じ、先生、または家の人に知らせます。



## 6 個人情報など

- (1) GIGAパソコンを他人に貸したり、使わせたりしません。
- (2) 自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス、GIGAパソコンに関するIDやパスワードなど)はインターネット上には絶対に上げません。
- (3) 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。



## 7 カメラでの撮影

- (1) カメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりする時は、勝手に撮らず、必ず撮影する相手や場所の許可をもらいます。
- (2) 撮影した写真や動画は、インターネット上に絶対に上げません。

## 8 データの保存

GIGAパソコンで作ったデータやインターネットから取り込んだデータは、学習活動で先生が許可したものだけを保存します。

## 9 設定の変更

- (1) 学校での管理やアップデート、修理の都合があるので、GIGAパソコンのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は勝手に変えてはいけません。
- (2) GIGAパソコンには、今入っているもの以外のアプリケーションを勝手に入れてはいけません。また、今入っているアプリケーションを勝手に削除しないようにします。

※ 故意に設定を変更するなどして、GIGAパソコンに不具合が生じた場合には、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくこともあります。

## 10 不具合や故障

- (1) GIGAパソコン本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらない時や、故障、紛失の時は、学校に連絡をします。また、使用中にパソコンの調子が悪くなったり、ウイルスに感染したりする場合があります。その時はすぐ使うのをやめ、学校で先生に報告するようにしてください。
- (2) 端末は丁寧に扱うことが基本です。使用者に重大な過失がある場合は、弁償を求めることがあります。

## 11 使用の制限

『GIGAパソコン活用のルール』が守れない時は、GIGAパソコンを使うことができなくなります。

## 第6章 生徒会活動

### 1 生徒会活動

多くの人が集まって集団を形成すると、日々の生活をより豊かで便利なものにするために集団としての意思決定をする機関が必要になります。

集団として学校生活を豊かで楽しいものにするためには、生徒全員で力を合わせて活動していくことが大切です。その活動の中心となるものが「生徒会活動」です。

生徒会活動は生徒のために生徒の手でつくり、生徒が運営する活動です。日頃から関心をもって知恵を出し合い、積極的に活動していきましょう。学校生活が豊かになるばかりでなく、人とのかかわり方を学ぶこともできます。

### 2 生徒会会則

#### 第1章 総 則

第1条 本会の名称は新潟県小千谷市立東小千谷中学校生徒会という。

第2条 本会は新潟県小千谷市立東小千谷中学校に在籍する生徒をもって構成する。

第3条 本会は会員たる生徒の自主的生活の発展をめざし、学校生活の経験を通して将来良い公民としての資質を養うことを目的とする。

第4条 本会の目的を達成するために下記の活動を行う。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 学級・学年生徒会活動 | (2) 全校生徒会活動 |
| (3) 応援団活動      | (4) 部活動     |
| (5) 専門委員会活動    | (6) 町内会活動   |

第5条 前条の活動を行うために、本会の組織を別表のようにする。

#### 第2章 役 員

第6条 本会は下記の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名(男子1名・女子1名)
総 務	男子若干名・女子若干名
評 議 員	各学級の級長・副級長
応援団長	1名
副 団 長	2名(男子1名・女子1名)
専門委員長	各1名
副委員長	各1名
各 委 員	各委員会に若干名

第7条

- 1 生徒会長、副会長及び応援団長は全校生徒の選挙により選出する。
- 2 総務は、新三役または評議会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 副団長は、新三役または評議会の承認を得て応援団長が委嘱する。
- 4 専門委員長は、新三役または評議会の承認を得て会長が委嘱する。



- 5 評議員は、会長・副会長・総務・応援団長・副団長・専門委員を兼ねることができない。
- 6 各専門委員は、各学級で選出する。
- 7 各部長・副部長は、各部活動で選出する。
- 8 各町内会長・副会長は、各町内会で選出する。
- 9 これ以外の役員は、別に決められた選出規定で選出する。

#### 第8条

- 1 会長は、生徒会を代表し、総会及び評議会を招集し、校長及び全職員の指導を受けてこの会の発展をはかる。
- 2 副会長は、会長をたすけ会長の事故ある場合に代わる。
- 3 総務は、会長に協力し、企画・会計・書記等の会務を分担する。
- 4 評議員は、評議会に提出された議題を審議し、学校生活の改善をはかる。
- 5 応援団長・副団長は、応援委員を指揮し、応援活動にあたる。
- 6 専門委員長・副委員長は、専門委員会活動の推進に努める。
- 7 各専門委員は、各委員会に属する事項について協議し、発展をはかる。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし学年委員においては、その限りではない。

### 第 3 章 集 会

第10条 本会の集会の構成及び任務は下記のようにする。

- 1 生徒総会は本会の最高議決機関で、次のことを決める。
  - (1) 活動方針の議決、活動報告の承認
  - (2) 予算の議決、決算報告の承認
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他重要な事項
- 2 総会は、全校生徒で構成し、前期・後期の2回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 3 評議会は、総会に次ぐ議決機関であって、各委員長、各部長、評議員で構成し、この会に提出される学校生活全般の議題について議決する。評議会は必要に応じて随時に開く。
- 4 総務会は、会長・副会長・総務をもって構成し、総会・評議会の議決に基づき会務を計画し運営する。
- 5 学級生徒会は、学級の生徒全員で構成し、学級生活全般の事項について協議し、必要な事項は評議会に提出する。
- 6 学年生徒会は、その学年の生徒全員で構成し、その学年に属する重要な事項について協議し、必要に応じて議題を評議会に提出する。
- 7 学年委員会は、その学年に属する評議員とその他数名をもって構成し、その学年に関する事項について協議し、その学年生徒会にはかると共に必要な事項は評議会に提出する。
- 8 各専門員会は、各専門委員に委任された活動について協議し、議題を専門委員長会及び評議会に提出し、各々の議決に基づいて任務を実行する。

- 9 各専門委員会は、活動をする際に人手が足りない場合、全校生徒にその補助を要請することができる。また、各専門委員会から活動の要請があった場合、全校生徒は原則としてその要請に応じなければならない。
- 10 専門委員長会は、各専門委員会の委員長をもって構成し、専門委員会全般に関する事項について協議し、議題を評議会に提出する。
- 11 部活動集会は、各部に属する部員で構成し、その部に関する事項について協議し、議題を部長会に提出し、その議決に基づいて部活動の発展をはかる。
- 12 部長会は、各部の部長で構成し、各部の事項について協議し、議題を評議会に提出する。
- 13 町内会は、その通学区に居住する生徒全員をもって構成し、校外生活の改善について協議し、議題を町内会長会・評議会に提出し、その議決に基づいて実行する。
- 14 町内会長会は、その通学区に居住する生徒全員をもって構成し、校外生活の改善について(交通安全も含む)について協議し、議題を評議会に提出する。
- 15 本会は、必要により評議会の承認で実行委員会を設けることができる。実行委員会は生徒会関係行事の企画・運営等に関する事項について協議し、必要に応じて議題を評議会に提出する。

第11条 本会の集会は、構成員の3分の2以上の出席を要し、出席者の過半数をもって決定する。

#### 第4章 会 計

第12条 本会の活動に必要な経費を当てるため、会員から会費を集める。校長の承認を得て会費以外の収入をこれに加えることができる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 付 則

第14条 この会則は、生徒総会において、全校生徒の3分の2以上の承認を得なければ変更することができない。

第15条 本会の各種集会の議決事項は、いっさい校長の承認を経てから効力を発する。

第16条 この会則は昭和50年4月1日から実施する。

平成11年3月 一部改正

平成12年3月 一部改正

平成21年2月4日 一部改正

平成31年2月1日 一部改正

### 3 選挙規定

第1条	この規定は会長・副会長・応援団長の選挙に適用する。
第2条	選挙は投票日に出席した全生徒の直接無記名投票によって行う。
第3条	選挙を行うときは選挙管理委員会を設ける。
第4条	選挙管理委員会は3年生各学級2名、1・2年生各学級1名で構成し、正副委員長をおく。(互選) ただし、会長・副会長・応援団長及び総務は委員にはなれないものとする。
第5条	選挙管理委員会は次の仕事を行う。 (1) 選挙告示 (2) 立候補の受付と発表 (3) 立会演説会の運営 (4) 選挙運動の監視と選挙運動の妨害やその他選挙細則に違反した者の取締り (5) 投票用紙、選挙人名簿の作成 (6) 投票場、開票場の設置 (7) 開票及び当選の確認と発表 (8) その他、選挙管理に必要な事務
第6条	選挙告示は投票日の2週間前までに行う。
第7条	立候補者は1名の責任者と2名の推薦者をもって立候補することができる。
第8条	立候補者は届け出受理から投票日当日の間において、選挙管理委員会が定めた期間に選挙活動を行うことができる。
第9条	開票は原則として投票日に行う。
第10条	選挙において有効投票数の過半数を得た者をもって当選とする。ただし、過半数を得た者がいない場合は、上位2名による決選投票を行う。
第11条	立候補者が定員と同数のときは信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって当選とする。
第12条	この規定の改正は評議会の議決による。 平成20年11月21日 一部改正 平成25年10月29日 一部改正 平成31年 2月 1日 一部改正 令和 3年12月15日 一部改正 令和 5年12月20日 一部改正

### 4 生徒会各機関の構成と活動内容

機関名	構成	重点	主な活動内容
生徒総会	全校生徒	最高議決機関	・各委員会活動と部活動の報告、予算など重要事項の議決や承認
評議会	各学級の級長副級長、各委員長、各部長	生徒総会に次ぐ議決機関	・学校生活全般について協議、議決する。
生徒会総務	三役・総務	生徒会運営	・行事計画や評議会・専門委員長会への提出議案の作成等

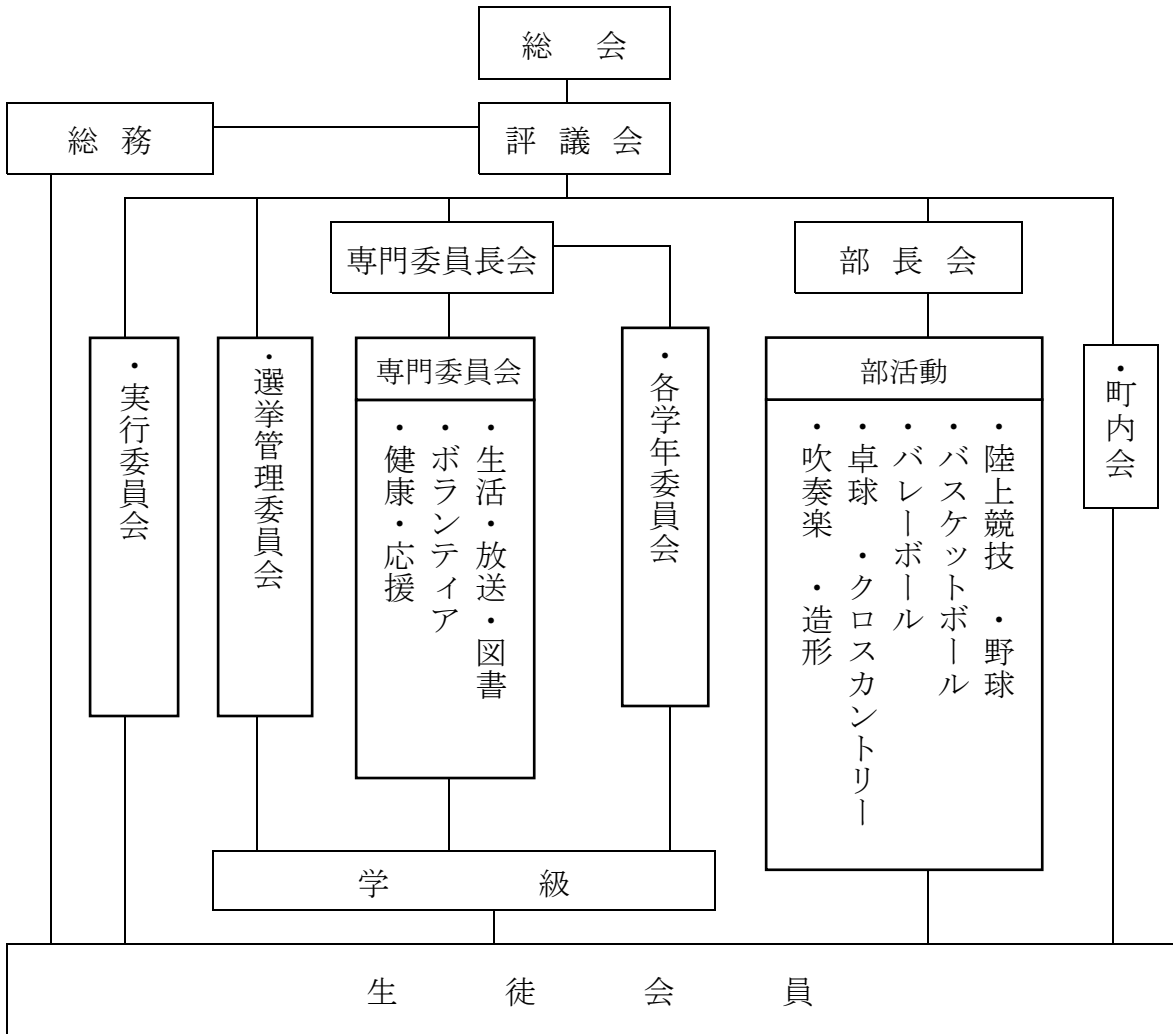
委員長会	各委員長	委員会活動の推進	・生徒会総務と委員長で各月の委員会の活動内容や状況を検討する。
委員 会	応援委員会	団長 副団長 各学級1名以上	応援活動の充実と体育活動の推進 ・激励会やその他の応援と激励 ・集会時の整列、点呼 ・あいさつ運動 ・昼休みの体育館とボール開放の計画 ・スポーツ大会の計画・運営
	生活委員会	委員長 副委員長 各学級1名以上	日常生活の改善と望ましい生活習慣の定着 ・服装チェック ・遅刻調査 ・月別生活の重点を決め実施 ・冬の遊びの計画・点検
	放送委員会	委員長 副委員長 各学級1名以上	放送活動の充実 ・朝、昼、清掃、下校時の放送計画 ・運営・各種行事等の放送計画・運営
	図書委員会	委員長 副委員長 各学級1名以上	読書の推進 ・図書室運営の協力・図書新聞の発行 ・図書購入アンケート調査 ・新刊紹介 ・校内掲示活動及び点検 ・生徒会誌「東雲」の作成
	健康委員会	委員長 副委員長 各学級1名以上	保健・給食活動の推進 ・健康観察 ・保健・給食環境の整備 ・ポスター等による啓発(むし歯予防等) ・リクエスト給食の考案
	ボランティア委員会	委員長 副委員長 各学級1名以上	福祉活動の推進と校舎内外の美化活動の推進 ・各収集活動 ・各種ボランティア活動 ・学校内外の美化 ・清掃用具の点検 ・花壇の管理
	1学年委員会 2学年委員会 3学年委員会	各学級若干名 (評議員を含む)	学年活動の推進
部長会	各部部長	部活動の推進	・部活動全体にかかわる計画立案 ・各部の連絡調整
町内会	全校生徒 (12町会)	校外の生徒会活動の推進	・ボランティア活動等の校外活動 ・交通安全や長期休業中の指導
選挙管理委員会	3年生各学級2名、1・2年生各学級1名	公正な選挙管理・運営	・生徒会長・副会長・応援団長の選挙管理及び運営

実行委員会	生徒会関係行事の実施の際必要に応じて選出・構成、生徒会総務含む	生徒会行事の運営	評議会で決定された事項について運営する(体育祭・合唱コンクール等)
-------	---------------------------------	----------	-----------------------------------

※正副専門委員長がいる3年生のクラスは、委員会の特性に応じて、専門委員を選出しなくてもよいこととする。(例) 3年A組は生活委員長がいるので、生活委員は1名だけ選出する。

※各学級の専門委員の人数は、旧年度のうちに担当職員の見解を聴き、年度の初めに会長が決定する。

## 5 生徒会組織図



## 6 部活動

### (1) ねらい

- ① スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や個性の発見と涵養に資する場とする。
- ② 継続的且つ自主的、自発的な参加、活動を通して、責任感と連帯感の涵養に資する場とする。

### (2) 活動

#### ① 活動時間

	4/1 ~ 地区駅伝前日 3月 (※)	地区駅伝 ~ 2/28
活動可能時刻	17:30	17:00
下校時刻	17:40	17:10

(※)3月は、終学活後90分間

#### ② 活動のきまり

- ・ 原則、1人1活動に取り組むことを勧める。学校外の社会教育活動も部活動の一環と位置付ける。
- ・ スキー部は冬期特設する。したがって他の部とは別に募集する。
- ・ 活動終了後は、後片付けをし、清掃・窓閉めなどを確実に行う。
- ・ 活動に際しては、学校の体操着のほか、ユニフォームなど各部で統一したものを着用する
- ・ 月曜日から金曜日の平日、土曜日と日曜日の休日に、各1日ずつの休養日を設定する。

#### ③ 新入生の部活動の決定について

中学校3年間の見通しをもてるよう、見学や体験入部を経て部活動を決定する。

- ・ 部活動説明会まで……………部活動見学期間(16:40まで)
- ・ 部活動説明から約1週間…体験入部期間(16:40まで)
- ・ 2週目から3週間目……………体験入部期間(17:00まで)
- ・ 4月下旬……………入部届けの配布
- ・ 4月末……………入部届けの回収(決定)。以後各部の活動計画による